

○内閣府令第 号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

食品表示基準の一部を改正する内閣府令

食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

<p>(横断的義務表示) 第三条 「略」 2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。</p>	
<p>別表第十 七の下欄 及び別表 第十八の 中欄に掲 げる加工 食品</p>	<p>遺伝子組 換え食品 に関する 事項</p>
<p>「略」</p>	<p>「略」</p>
<p>1 加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が残存する加工食品として別表第十七の下欄に掲げるもの（2に掲げるものを除く。）にあっては、次に定めるところにより表示する。 一・二 「略」 三 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した別表第十七の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名を表示するか、又は、当該原材料名の次に括弧を付して「若しくは容器包装の見やすい箇所に当該原材料名に対応させ</p>	

改正前

<p>(横断的義務表示) 第三条 「同上」 2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。</p>	
<p>別表第十 七の下欄 及び別表 第十八の 中欄に掲 げる加工 食品</p>	<p>遺伝子組 換え食品 に関する 事項</p>
<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>
<p>1 加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が残存する加工食品として別表第十七の下欄に掲げるもの（2に掲げるものを除く。）にあっては、次に定めるところにより表示する。 一・二 「同上」 三 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である別表第十七の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名を表示するか、又は、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流</p>	

て、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示する。遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示しようとする場合において、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物を原材料とする場合に限り、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物である旨を示す文言を表示することができよう。

2
5
4 「略」

別表第十七及び別表第十八に掲げる加工食品の原材料のうち、対象農産物又はこれを原材料とする加工食品であつて主な原材料（原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上であるものをいう。以下同じ。）でないものについては、分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別

通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を表示する。

2
5
4 「同上」

別表第十七及び別表第十八に掲げる加工食品の原材料のうち、対象農産物又はこれを原材料とする加工食品であつて主な原材料（原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上であるものをいう。以下同じ。）でないものについては、分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物若しくは非遺伝子組換え農産物である旨、遺伝子組換え農産物及

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	6 [略]
[略]	[略]	<p>されていない旨、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨を含む。）</p> <p>）、特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨又は特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨の表示（以下「遺伝子組換えに関する表示」という。）は不要とする。ただし、これらの原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、1から4までの規定の例によりこれを表示しなければならぬ。</p>

3

[略]

（表示禁止事項）

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一 三 [略]

四 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物を原材料とする食品（当該食品を原材料とするものを含む。）以外の食品にあつて

[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	6 [同上]
[同上]	[同上]	<p>び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨、特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨又は特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨の表示（以下「遺伝子組換えに関する表示」という。）は不要とする。ただし、これらの原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、1から4までの規定の例によりこれを表示しなければならない。</p>

3

[同上]

（表示禁止事項）

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一 三 [同上]

四 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物を原材料とする食品（当該食品を原材料とするものを含む。）以外の食品にあつては、当該食品の原材料である

は、当該食品の原材料である別表第十七の上欄に掲げる作物
に關し遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通
管理が行われた旨（遺伝子組換え農産物の混入がないと認め
られる対象農産物である旨を含む。）を示す用語

五十三 「略」

2 「略」

（義務表示）

第十五条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた
加工食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項（酒類
にあつては、第六号に掲げる表示事項を除く。）が第三条及び
第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。
この場合において、第三条第一項ただし書及び同項の表の名称
の項の2の規定は適用しない。

一七 「略」

八 遺伝子組換え食品に関する事項（分別生産流通管理が行わ
れた遺伝子組換え農産物である旨の表示、遺伝子組換え農産
物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示並
びに遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管
理が行われた旨の表示（遺伝子組換え農産物の混入がないと
認められる対象農産物である旨の表示を含む。）に限る。）
九 二十七 「略」

（横断的義務表示）

第十八条 「略」

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食
品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設
けて飲食させる場合並びに容器包装に入れないで、かつ、生
産した場所で販売する場合及び不特定若しくは多数の者に対

別表第十七の上欄に掲げる作物が非遺伝子組換え農産物であ
る旨を示す用語

五十三 「同上」

2 「同上」

（義務表示）

第十五条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた
加工食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項（酒類
にあつては、第六号に掲げる表示事項を除く。）が第三条及び
第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。
この場合において、第三条第一項ただし書及び同項の表の名称
の項の2の規定は適用しない。

一七 「同上」

八 遺伝子組換え食品に関する事項（遺伝子組換え農産物及び
非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示並びに分
別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨の
表示に限る。）

九 二十七 「同上」

（横断的義務表示）

第十八条 「同上」

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食
品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設
けて飲食させる場合並びに容器包装に入れないで、かつ、生
産した場所で販売する場合及び不特定若しくは多数の者に対

して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

「略」	対象農産物
「略」	遺伝子組換え農産物に関する事項
「略」	<p>1 次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 二に掲げるもの以外の対象農産物</p> <p>イ・ロ 「略」</p> <p>ハ 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称を表示するか、又は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して、若しくは、容器包装の見やすい箇所に当該対象農産物の名称に対応させて、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示する。遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を示しようにする場合において、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である場合に限り、遺伝子組換え農産物が混入しないよ</p>

して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

「同上」	対象農産物
「同上」	遺伝子組換え農産物に関する事項
「同上」	<p>1 次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 二に掲げるもの以外の対象農産物</p> <p>イ・ロ 「同上」</p> <p>ハ 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称を表示するか、又は当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を表示する。</p>

「略」	
「略」	
「略」	<p>うに分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物である旨を示す文言を表示する用いることができる。</p> <p>二 「略」 2・3 「略」</p>

(表示禁止事項)

第二十三条 食品関連事業者は、第十八条、第十九条及び第二十一条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはならない。ただし、生産した場所で販売される食品又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）される食品にあつては、第五号に掲げる事項については、この限りでない。

一 三 「略」

四 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物以外の食品にあつては、当該作物である食品に遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨を含む。）を示す用語

五 九 「略」

2 「略」

「同上」	
「同上」	
「同上」	<p>二 「同上」 2・3 「同上」</p>

(表示禁止事項)

第二十三条 食品関連事業者は、第十八条、第十九条及び第二十一条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはならない。ただし、生産した場所で販売される食品又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）される食品にあつては、第五号に掲げる事項については、この限りでない。

一 三 「同上」

四 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物以外の食品にあつては、当該作物である食品が非遺伝子組換え農産物である旨を示す用語

五 九 「同上」

2 「同上」

<p>(義務表示)</p> <p>第二十九条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた生鮮食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項が第十八条及び第十九条に定める方法に準じて表示されなければならない。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>三 遺伝子組換え農産物に関する事項（分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨の表示、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示並びに遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨の表示を含む。）に限る。）</p> <p>四〇十四 「略」</p>	<p>(義務表示)</p> <p>第二十九条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた生鮮食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項が第十八条及び第十九条に定める方法に準じて表示されなければならない。</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>三 遺伝子組換え農産物に関する事項（遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示並びに分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨の表示に限る。）</p> <p>四〇十四 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成三十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令による改正前の食品表示基準により遺伝子組換え食品に関する事項を表示した加工食品（業務用加工食品を除く。）及び生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）は、この府令の施行後においても販売することができる。